平成２８年（フ）第２１１号
群馬県高崎市棟高町46番地１　メゾン大澤Ｂ101号
債務者　福島　優子
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５８３号
埼玉県鶴ヶ島市大字町屋133番地２
債務者　中嶋　好美
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５８４号
埼玉県鶴ヶ島市大字町屋133番地２
債務者　布施　弘一
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２９８号
愛知県豊田市曙町３丁目51番地　アパートメントハウスＫＩＮＴＡＲＯ406号
債務者　池田　吉定
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３０号
愛知県安城市美園町１丁目２番地１　鳥居マンション202
債務者　馬場　隆二
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３４２号
愛知県岡崎市昭和町字北浦52番地１　ポニートＭＲＲ　102
債務者　貫　　宏光
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
三重県松阪市大平尾町55番地　コーポフレグランスＡ棟102号
債務者　清水ゆかり
１　決定年月日時　平成28年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第３３号
京都府舞鶴市字引土242番地３―305号、前住所京都府舞鶴市字大内13番地の４
債務者　中西　雅美
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
高知市北新田町１番22号　エスポワール21北棟402
債務者　倉橋　妙子
１　決定年月日時　平成28年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５８号
高知市神田23番地１　県住船岡Ｒ９―701
債務者　横田　悠樹
１　決定年月日時　平成28年12月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４９１３号
大阪市平野区瓜破２丁目４番１―201号
債務者　谷川久美子
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９１７号
大阪府吹田市江の木町７番20　エスリード江坂江の木町408号室、住民票上の住所大阪府吹田市江の木町13番11―703号
債務者　井上久美子
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９１８号
大阪府門真市南野口町18―11　小垰方、住民票上の住所大阪府門真市四宮３丁目８番24―102号　芝原（方）
債務者　瀬嵜　嘉幸
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９１９号
大阪府東大阪市長田３丁目４番39―205号
債務者　村上　武志
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９８２号
大阪市旭区今市１丁目４番27号　ジョイス千林　507
債務者　足立　和代（旧姓松尾）
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８６６７号
東京都新宿区北新宿２丁目11―18―301
債務者　本田　幸夫
１　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部